

1. 件名

三菱原子燃料（株）における申請書の記載に関する面談

2. 日時

令和6年2月15日（木） 13時30分～14時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他6名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、今後申請を予定している設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）申請書の記載の仕方について相談を受けるとともに、申請対象設備における変更事項について認識合わせを行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・申請書における仕様表については、既認可の記載内容を全て示した変更前後の様式とした上で、申請対象範囲及び変更箇所が分かるようにすることが望ましい。
- ・変更内容として、申請対象設備の仕様表に記載された材料記号とは異なるものを新たに用いる場合は、既認可の設計内容を変更することになるので、単なる記載の適正化ではなく、改めて技術基準適合について示す必要がある。
- ・現時点で予定されている設工認申請書の記載の仕方については、以前の面談でも伝えているとおり、既認可の設備を更新するものであることや新規制基準に対応した一連の許認可処分が終了していることから、既認可申請書と同様の形式にて申請しても差し支えない。また、従来形式から記載の適正化を行う場合は、申請書でその旨を明確にする必要がある。
- ・設工認申請書の記載の仕方等について何らかの懸念事項がある場合には、必要に応じて相談すること。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料  
なし

以上